

独立行政法人制度の概要

平成 13 年の中央省庁等改革の際、効率的な行政サービスの提供のため、政策の企画立案機能と実施機能の分離の一環として、行政機関の実施部門の一定の事務・事業について、独立の法人格を付与して実施事務を担わせる制度として導入。

平成 15 年以降、特殊法人等を独立行政法人に移行し、現在、法人数は 101 法人。

○ 独立行政法人とは

- ・ 公共性の高い事務・事業のうち、
 - ・ 国が直接実施する必要はないが、
 - ・ 民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるもの
- を実施するものであり、

- ① 業務の効率性・質の向上
- ② 自律的な業務運営の確保
- ③ 業務の透明性の確保

を図る仕組みとする。(独立行政法人通則法及び個別法に基づき設立)



① 業務の効率性・質の向上

○ 中期的な目標管理と第三者による厳格な事後評価

- ・ 主務大臣が中期目標（3～5年）設定
→中期目標において業務運営の効率化目標を提示
- ・ 各府省・総務省の委員会が法人の業務実績を毎年度評価
- ・ 中期目標期間終了時に業務・組織全般にわたる見直し

○ 企業的经营手法による業務・財務運営⇒独立行政法人会計基準の策定

- ・ 企業会計原則を基本とした会計処理
- ・ 会計監査人による監査

○ 役員等の体制は必要最小限

② 自律的な業務運営の確保

○ 法人の長の責任の明確化

- ・ 法人の長が役員（理事）を任免

○ 主務大臣の関与の限定

- ・ 必要最小限となるよう法令で限定

○ 運営費交付金を措置

- ・ 使途の内訳は特定せず、翌年度に繰り越すことが可能

③ 業務の透明性の確保

○ 業務・財務運営に関する広範な情報の公表